

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を存分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 育児休業・職場復帰に関連する制度・情報を積極的に周知・提供する。

- 対策
- ①「福祉のしおり」等を活用し、制度について全社員に対し周知する。
  - ②育児休職者等に対し、社内報・健康保険組合の機関紙等を定期的に送付し、会社の動向が入手可能な仕組みを構築する。
  - ③社内イントラに掲載し社員が容易に情報を入手可能な方法を整備する。

目標2 子育てをしながら働く者をはじめとする家族的責任を有する社員に配慮した措置を講じる。

- 対策
- ①「福祉のしおり」等を活用し、制度について全社員に対し周知する。
  - ②年次有給休暇等、家族的責任を有する社員がより取得し易い風土の構築。
  - ③2回/年実施する「人財確認面談」において、家族状況の確認を行い、それに応じた配慮措置を講じる。

目標3 一斉定時退場日の励行を一層促進し、意識啓発による所定外労働の削減に向け努力する。

- 対策
- ①働き方改革、労使就業制度推進委員会を継続し、更なる活動の強化により、適正且つメリハリのある就業のあり方を推進・展開する。
  - ②一斉定時退場日の励行を、朝礼等を通じ推進・展開する。

目標4 社員が次世代育成支援に資する地域貢献活動に対し貢献し易い措置について検討し、努力する。

- 対策
- 社員の子どもを対象にした「子ども電気教室」等を継続的に実施する。
  - ① 受け入れ体制作りを行い、実施内容の充実を図る。

3. 取組みの実施時期

令和5年4月1日から